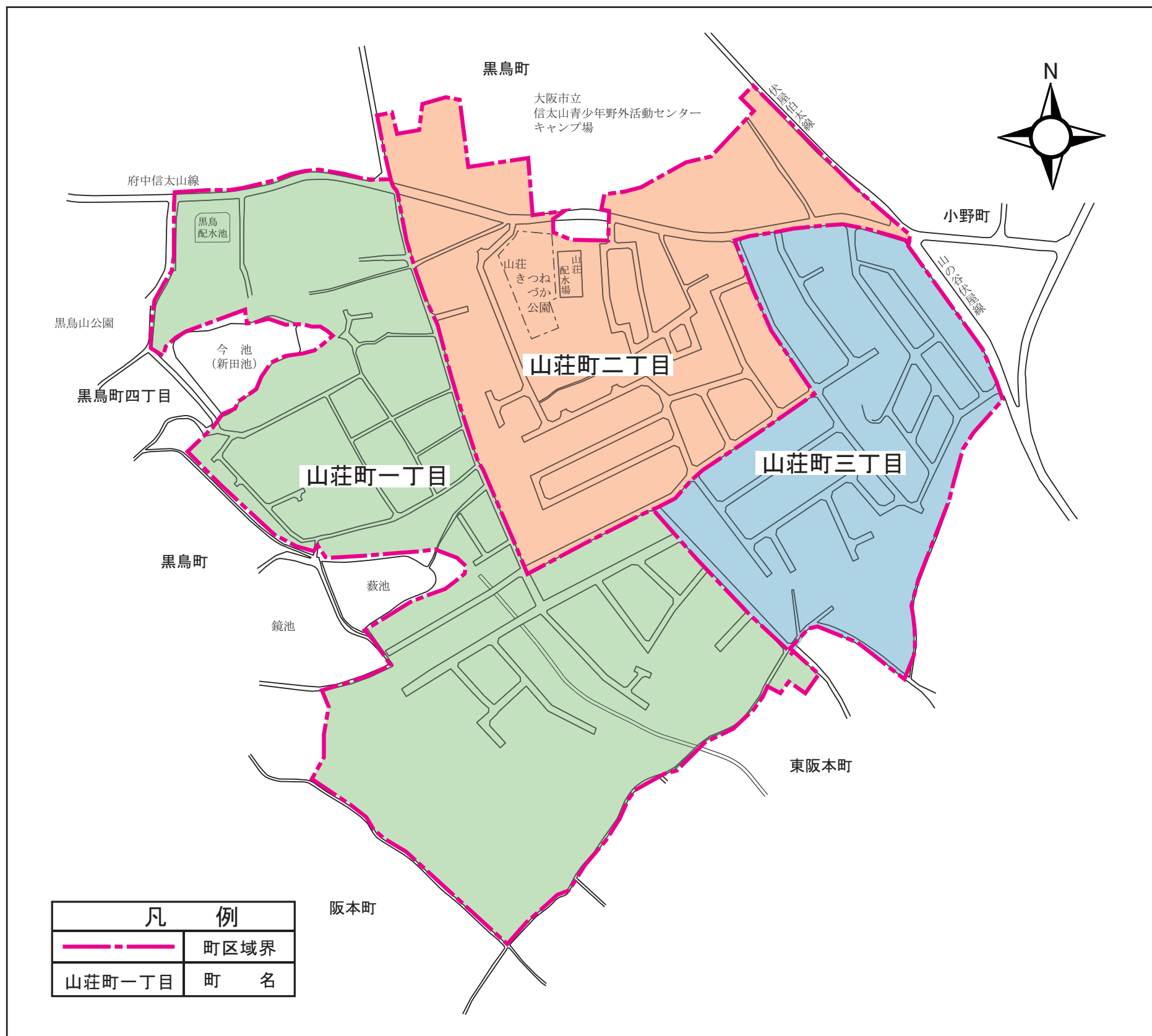


# 町の区域及び名称の変更（案）のお知らせ

山荘町地区の住居表示整備事業を実施するにあたり、町の区域及び名称を下図のとおり変更するため、令和2年8月18日に住居表示に関する法律第5条の2第1項の規定により公示しましたのでお知らせします。

この案については、令和2年8月3日開催の令和2年度第1回和泉市住居表示整備審議会において原案どおり答申されたものです。

なお、この案について異議があるときは、所要の要件のもとで、公示の日から30日を経過する日までに変更請求をすることができます。詳細は、都市政策室までお問い合わせください。



## 住居表示実施予定時期変更のお知らせ

令和元年12月頃にお配りしたパンフレットでは「令和2年12月頃実施予定」とお知らせしましたが、実施に向けた手続きの遅れに伴い「令和3年2月頃実施予定」と変更させていただきます。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

和泉市 都市デザイン部 都市政策室  
都市政策担当 まちづくり推進グループ  
TEL 0725-99-8140（直通）

裏面もご覧ください。

## 住居表示の実施にともなう世帯調査にご協力を

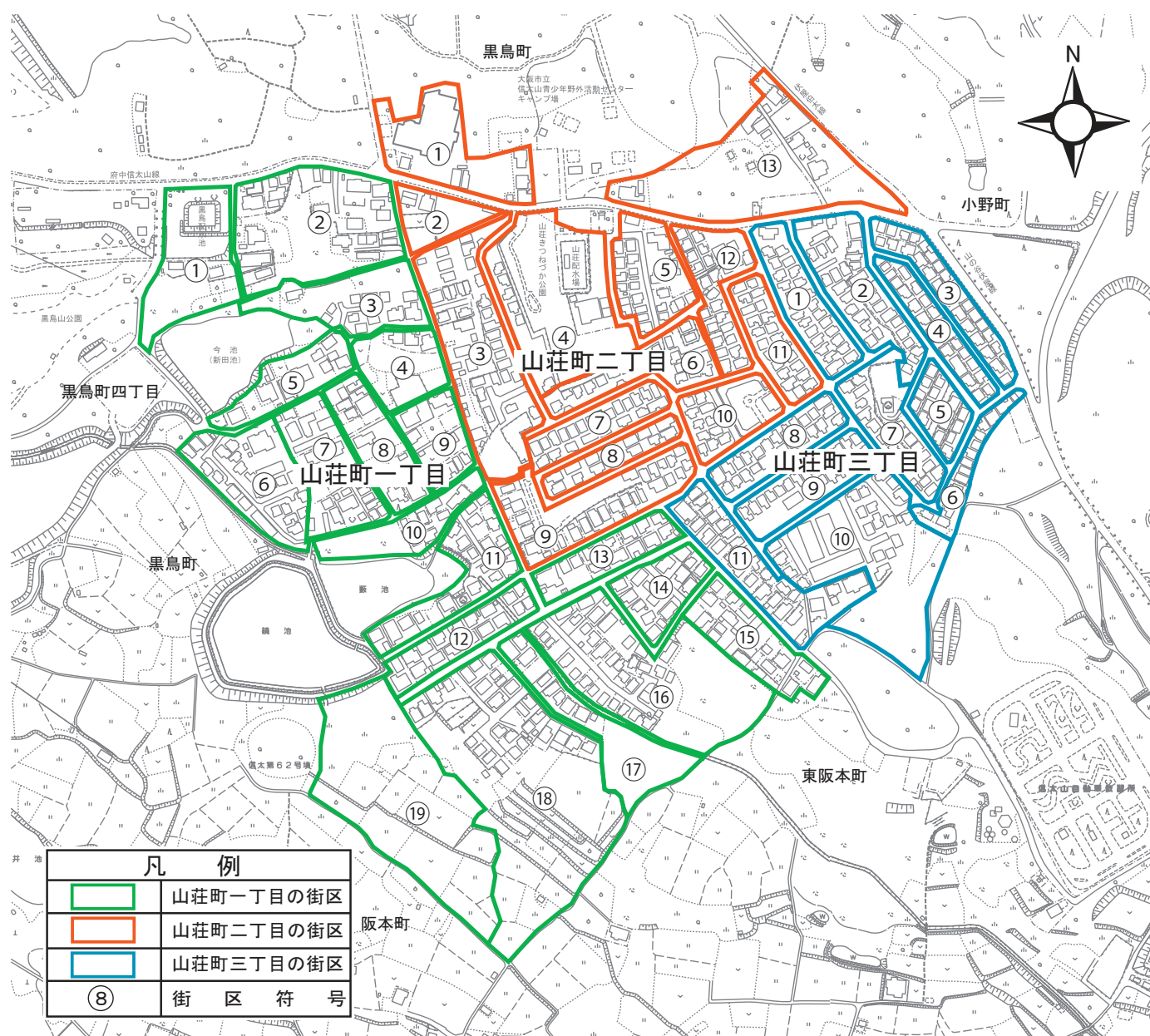
この度、山荘町地区の住居表示実施に伴う準備作業としまして、令和2年9月から順次、調査員がみなさんのお宅を訪問し、世帯主の氏名（法人及び事業所等の名称）、住所、建物の出入り口の位置などについて調査させていただきますので、ご協力お願いいたします。

この調査により、新しい住所（山荘町〇丁目 〇番 〇号）の住居番号を決定し、通知書や証明書などを作成します。

※調査時期が国勢調査と重なりますが、別の調査ですので、ご面倒をおかけしますがそれぞれの調査にご協力いただきますようお願いいたします。

## 街区割り案

街区割りの案につきましては、令和2年8月3日開催の令和2年度第1回和泉市住居表示整備審議会において原案どおり答申されました下図のとおりとなります。



## 住所入りの印刷物は控えめに

住居表示を実施するまでは、住所入りの名刺・封筒・ゴム印などの作成は、出来るだけ控えめにお願い致します。何かとご迷惑をおかけ致しますが、よろしくお願い申し上げます。

また、新しい住所につきましては、議会の議決を経て令和3年1月中旬頃から通知させていただき、住居表示の実施日は令和3年2月下旬頃を予定しております。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

和泉市 都市デザイン部 都市政策室  
都市政策担当 まちづくり推進グループ  
TEL 0725-99-8140（直通）